

相互会社制度運営

I. 総代の定数ならびに総代の選出方法

1. 総代の定数

定款の定めにより、総代の任期は4年で、定数は150名としています。総代の選出にあたっては、広く社員（ご契約者）全体の中から偏りなく選考することが必要であり、一方、会議体として総代会を運営する際には、総代と役員とが質疑応答を通して直接対話が行えるような体制を整えることが必要です。当社の総代の定数は、こうした観点から適正な人数であると考えています。

2. 総代の選出方法

社員の中から総代会で選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。

この方法は、全国の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選出するために適していると考えています。なお、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代候補者を選考するなど、より幅広い社員各層からの選出に努めています。

II. 審議委員会

審議委員会は、社員から書面で寄せられた会社経営に関するさまざまなご意見・ご提言を審議する機関であり、審議委員は総代の中から総代会において選任されています。平成19年度は、以下のとおり審議委員会が開催されました。

1. 第61回審議委員会

(1)開催日 平成19年6月8日（金）

(2)議 題

社員からの会社経営に関する審議委員会あてのお申し出はなく、以下の3点を議題としました。

- ①ご契約者懇談会の開催結果について
- ②保険金等の支払管理態勢の強化について
- ③平成18年度決算について

2. 第 62 回審議委員会

(1)開催日 平成 19 年 12 月 5 日 (水)

(2)議 題

社員からの会社経営に関する審議委員会あてのお申し出はなく、以下の 2 点を議題としました。

①平成 19 年度上半期報告について

②保険金等の支払管理態勢の強化について

第 61 回、第 62 回審議委員会とも、各議題について当社より内容の説明・報告を行い、委員からの多数のご質問・ご意見に当社が回答する形で、活発な審議が行われました。

Ⅲ. ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆さまからご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として昭和 50 年から開催しています。

平成 19 年度は、平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月にかけて、全国 58 支社で開催し、58 名の総代を含む 1,182 名のご契約者にご出席いただきました。平成 19 年度は、「保険金等の追加的なお支払いに関する状況調査と再発防止策」、「当社の経営戦略と上半期の業績動向」等についてご説明を行いました。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、各種ご契約者サービスの改善など、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

Ⅳ. 経営調査委員会

経営調査委員会は、当社のご契約者および学識経験者等によって構成され、ご契約者志向の開かれた経営を積極的に推進することを目的とし、取締役会の諮問機関として昭和 51 年 6 月に設置されました。

以来、当委員会は、昨年度までに計 64 回開催され、この間、営業職員教育の高度化、約款の平易化、高齢化社会における商品の充実等、会社業務全般について改善すべき事項の意見具申が行われ、当社はこれを積極的に取り入れ、成果をあげてきました。

1. 第 63 回経営調査委員会

(1)開催日 平成 19 年 9 月 13 日 (木)

(2)議 題

○当社の経営管理態勢等の現状について

○保険金等支払管理態勢の強化について

2. 第 64 回経営調査委員会

(1)開催日 平成 20 年 2 月 25 日 (月)

(2)議 題

○平成 20 年度「営業方針」の概要について